

現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書

社会保障審議会介護保険部会が7月20日開催され、2018年度介護保険制度見直しの議論が本格的に開始されました。「軽度者(要支援、要介護1・2)に対する生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担とする制度見直し」「要介護2までの通所系サービス等(生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービスすべて)を地域支援事業へ移行」「利用料2割負担への引き上げ」「2号被保険者の対象年齢の拡大」などの大幅な制度見直しが俎上にのってきました。

また、2015年4月に介護報酬を大幅に下げられ、給付を制限された結果、多くの介護事業所の経営は悪化し、昨年は過去最高の事業所倒産を招きました。更なる報酬の引き下げやサービス抑制は介護人材不足に拍車をかけることが容易に予想されます。また、地域社会という視点からみると、地域で暮らせなくなった高齢者や介護労働者は、施設や病院が集中する都市部に移動せざるを得なくなり、地域の一層の過疎化を招くことが予想されます。

よって、国においては、住みなれた地域で高齢者がくらし、介護従事者が働き続けられるような制度の見直しとなるよう、次の事項について要望します。

記

- 1 軽度者(要支援・要介護1・2)に対する生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修について、原則自己負担とする制度見直しを行わず、従来通りサービスを継続すること。
- 2 要介護2までの通所系サービス等(生活援助と福祉用具貸与と住宅改修以外のサービス)を地域支援事業に移行せず、従来通りサービスを継続すること。
- 3 利用料2割負担への引き上げを行わないこと。
- 4 2号被保険者の介護保険料徴収対象年齢の拡大をしないこと。
- 5 介護従事者の安定的人材確保のため処遇を大幅に改善すること。その際利用者の負担増を招かないよう、国においては財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 16 日

北海道名寄市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当



宛